

令和 6 年 3 月橋本市議会定例会会議録（第 6 号）

令和 6 年 3 月 21 日（木）

議事日程第 6 号

令和 6 年 3 月 21 日（木） 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 23 号 橋本市レンタサイクル条例について
- 日程第 3 議案第 25 号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第 31 号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 24 号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第 29 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 30 号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 37 号 市道路線の認定について
- 日程第 11 議案第 13 号 令和 6 年度橋本市一般会計予算について
- 日程第 12 議員提出議案第 1 号 議案第 13 号 令和 6 年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について
- 日程第 13 議員提出議案第 2 号 議案第 13 号 令和 6 年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 6 年度橋本市駐車場事業特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 6 年度橋本市墓園事業特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 6 年度橋本市介護保険特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 6 年度橋本市水道事業会計予算について
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 6 年度橋本市下水道事業会計予算について
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 6 年度橋本市病院事業会計予算について
- 日程第 23 委員会提出議案第 1 号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について
- 日程第 24 委員会提出議案第 2 号 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 23 号 橋本市レンタサイクル条例について から、日程第 5 議案第 41 号

公の施設の指定管理者の指定について まで

日程第6 議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について から、日程第10 議案第37号 市道路線の認定について まで

日程第11 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算について

日程第12 議員提出議案第1号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について と、日程第13 議員提出議案第2号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について

日程第14 議案第14号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、日程第22 議案第22号 令和6年度橋本市病院事業会計予算について まで

日程第23 委員会提出議案第1号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について

日程第24 委員会提出議案第2号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について

議員定数 18名

出席議員 18名

1番	森 下 伸 吾 君	2番	板 橋 真 弓 君
3番	岡 本 喜 好 君	4番	梅 本 知 江 君
5番	阪 本 久 代 君	6番	高 本 勝 次 君
7番	岡 弘 悟 君	8番	田 中 博 晃 君
9番	堀 内 和 久 君	10番	垣 内 憲 一 君
11番	岡 本 安 弘 君	12番	小 林 弘 君
13番	田 中 和 仁 君	14番	南 出 昌 彦 君
15番	辻 本 勉 君	16番	土 井 裕美子 君
17番	石 橋 英 和 君	18番	中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長	平 木 哲 朗 君	副 市 長	小 原 秀 紀 君
教 育 長	今 田 実 君	病院事業管理者	古 川 健 一 君
総合政策部長	土 井 加奈子 君	総 務 部 長	井 上 稔 章 君
経済推進部長	北 岡 慶 久 君	健康福祉部長	久 保 雅 裕 君
農業委員会事務局長			
危機管理監	廣 畑 浩 君	建 設 部 長	西 前 克 彦 君
会計管理者	大 岡 久 子 君	上下水道部長	堤 健 君
教 育 部 長	堀 畑 明 秀 君	消 防 長	永 井 智 之 君
病院事務局長	池之内 正 行 君	選挙管理委員会事務局長	辻 本 昌 亮 君
監査委員事務局長	櫻 井 康 雄 君	財 政 課 長	三 浦 康 広 君
政策企画課長	中 岡 勝 則 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井直記
議事調査係長 長谷川裕子

議会事務局次長 笹山 奨

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

文教厚生建設委員会委員長 堀内君から、令和6年3月14日付をもって議案1件が、議会運営委員会委員長 土井君から、令和6年3月19日付をもって議案1件が、議員 田中和仁君ほか2人から、令和6年3月18日付をもって議案1件が、議員 田中博晃君ほか1人から、令和6年3月18日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番 梅本君、15番 辻本君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について から、日程第5 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長(森下伸吾君) 日程第2 議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について から、日程第5 議案第41号 公の施設の指定管理

者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
総務経済委員会委員長 14番 南出君。

〔14番(南出昌彦君)登壇〕

○14番(南出昌彦君) おはようございます。それでは、総務経済委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について、議案第25号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について、議案第31号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第23号は、市長及び観光客に自転車を貸し出し、サイクリングを通じた観光の振興及び交流の促進につなげることを目的に、橋本市レンタサイクルを設置するものである。

委員から、利用者の故意または過失により、自転車が破損した場合の取扱いについて ただしがあり、状況を聞き取りながら対応したい との答弁がありました。

返却予定日に返却されなかった場合の料金について ただしがあり、1日当たり3,500円を加算して精算する との答弁がありました。

レンタル中に盗難に遭った場合の保険の取扱いについて ただしがあり、盗難を保険対

象としている保険については今後も調査研究していくとの答弁がありました。

議案第25号は、橋本市環境美化センターが令和6年4月1日に市役所北別館へ移転することに伴い、橋本市環境美化センター設置及び管理条例、橋本市コミュニティセンター設置及び管理条例、及び橋本市憩の家設置及び管理条例を廃止するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第31号は、消防法関係手数料、高圧ガス保安法関係手数料及び液化石油ガス法関係手数料について政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、この手数料に関係する施設は橋本市内にはなく、また、市民から徴収する手数料でもない。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第41号は、橋本市高野口山村体験交流促進センターについて、指定管理期間が令和6年3月末に満了することに伴い、地元地域の自然環境、文化、伝統をよく理解し、かつ、地域住民との意思疎通がスムーズに行われる団体でなくてはならないことから、公募は行わず、現在の指定管理者である、ふるさと体験村管理組合を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、指定管理者として引き続き指定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上、委員長報告とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

これより議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について から、日程第10 議案第37号 市道路線の認定について までの5件

○議長（森下伸吾君）日程第6 議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について から、日程第10 議案第37号 市道路線の認定について までの5件を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）おはようございます。それでは、議長のお許しを頂きましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、委員会に

付託されました議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について、議案第29号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第30号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第37号 市道路線の認定について を審査するため、3月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第24号、議案第29号、議案第30号及び議案第37号は全会一致で、議案第42号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第24号は、令和6年3月31日をもって橋本市高野口デイサービスセンター事業を廃止するものである。

委員から、デイサービスセンターの跡地利用について ただしがあり、地域における利活用は難しい状況であり、建物つきの売却、または建物を解体し売却を検討する との答弁がありました。

議案第29号は、3年に一度の介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を改正するものである。

委員から、保険料の上昇に対する激変緩和措置を行う基準について ただしがあり、どれくらい上昇すれば、激変緩和措置を実施するという基準はない。今回の改正は保険料が下がる結果となったが、今後の保険料の変動に応じて適切に基金の取崩しを行っていくとの答弁がありました。

今後、介護保険料や水道料金等が同時期に上昇した場合、住民生活に大きな負担となるが、住民生活への影響を抑えるための検討は各部連携して行っているのか とのただしがあり、各部で各種税や料金の算定を行っており、全庁的な検討は行っていない との答弁

がありました。

議案第30号は、高野口公園内、屋根つき自炊場周辺で野営ができるようにするため、所要の改正を行うものである。

委員から、火気の使用による火災のおそれについて ただしがあり、野営エリアとその周辺にある樹木伐採等を行い対応していくとの答弁がありました。

議案第42号は、本市国民健康保険の財政状況の改善を図るため、各税率について所要の改正を行うものである。

委員から、1人当たりどれぐらい保険税が上がるのか とのただしがあり、平均すると年間約2,500円上がる予定である との答弁がありました。

今後段階的に保険税は上がっていくのかとのただしがあり、県から示される標準保険税率を参考に本市の税率の改正を行うため、その標準保険税率の状況による との答弁がありました。

公費で負担しなければ住民の負担は大きくなるが、行政はどのような努力をしているのかとのただしがあり、市長会等と連携し、国に対し公的支援の拡充の要望を行っている との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、国民健康保険税の軽減措置を受けている人は加入者全体の約60%を占め、物価上昇が続く中、厳しい生活を強いられている。財政的に厳しいことは理解するが、市独自の保険税負担軽減措置が必要であるため、本案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、加入者の所得に応じて保険税の軽減措置を行っており、今後を見据えて保険税を算定していることから、本案に賛成する との討論がありました。

議案第37号は、伏原地内において丸石住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路

を伏原75号線として、新たに市道認定するものである。

委員から、道路の通り抜けに対して ただしがあり、通り抜けはできないため、転回広場が設置されている との答弁がありました。

以上で報告を終わります。委員各位のご賛同のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6 番 高本君。

〔6 番（高本勝次君）登壇〕

○6 番（高本勝次君）おはようございます。それでは、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、年収の少ない方や年金で暮らす高齢者が主な被保険者であります。国保税を減免措置されている方は、令和5年度で8,426人です。全体の60%を占めております。毎年物価高騰が続く中、かなり厳しい生活を強いられております。命と健康を守るために何を節約しても国保税だけは納税しなければと思っておられる高齢者は少なくありません。上がり続ける国保税を下げしてほしい、この声

がたくさん聞きます。

市民の命と健康を守る立場から、この条例改正に反対する立場で討論させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

8 番 田中君。

〔8 番（田中博晃君）登壇〕

○8 番（田中博晃君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今、反対議員おっしゃられたこと、大変よく分かります。物価上昇によって生活の厳しい、それも理解はできます。ただ、そこに対して、例えば、公費を出して下げていくのが本当に公平、平等なのかを考えた場合に、それはまた違うのではないかというふうに思います。また、所得に応じて保険税そのものが軽減されている点から考えても、本条例改正、本案には賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算について

○議長(森下伸吾君) 日程第11 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

令和6年度予算審査特別委員会委員長 7番 岡君。

〔7番(岡 弘悟君)登壇〕

○7番(岡 弘悟君) おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算について を審査するため、3月8日、11日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。

委員から、原案に対し修正案が提出されましたが、賛成少数で否決となり、原案について賛成多数で可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

なお、委員会において、委員から附帯決議案が提出され、賛成多数で可決しました。

議案第13号について、委員から原案に対し、(仮称)はしもとこどもまつりの実施時期や運営方法に不安があり、市職員のオーバーワークも懸念されることから、(仮称)はしもと

こどもまつり実施委託料458万8,000円を全て減額する修正案が提出され、1人の委員から修正案に対し賛成討論がありましたが、賛成少数で否決となり、原案について賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、委員から原案に対する附帯決議案が提出され、1人の委員から賛成討論、2人の委員から反対討論があり、賛成多数で可決されました。

なお、議案第13号に対し付するものと決しました附帯決議は以下のとおりです。

議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議。

議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算中、紀の川橋本SUMMERBALL補助金について、昨年同イベントの開催に際しては、実行委員会の意思疎通がうまく図られなかった結果、その機能が十分に果たせず、運営の透明性に不安が残ると感じられた。このことから、令和6年度の当該予算を執行するにあたり下記の事項を強く求めるものである。

記。1、ゼロベースで主体事業者を公平に募集の上、選定すること。

2、各会議における議事録等の資料を詳細に作成保管し、意思決定過程を説明できるようにすること。

3、補助金及び協賛金の取扱いは、くれぐれも公正を期すこと。

4、事業実施にあたっては、各段階において適時情報共有に努めること。

以上です。委員の皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(森下伸吾君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）そうしたら、橋本市の一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

令和6年度に入っても物価高騰が収まらず、食料品から光熱費まで何もかも値上がりが続きます。令和5年度の資料によると、橋本市の年金生活者で年金200万円以下の65歳以上の高齢者は、全体の35%もおられ、3人に1人以上が200万円以下の年金生活者であります。150万円以下で見ても、1,300人以上おられるということであります。節約を日々心がけて特売品を買い求める話や、本当によく聞きます。病院通いの高齢者も多く、お金の要ることばかりで困っている、外出もできないという方もよく聞きます。子育ての世帯も教育費等で同じような暮らしで大変であります。

厳しい暮らしの状況の中で、ふるさと便補助金、結婚新生活支援事業補助金、移住・定住促進補助金、妊産婦への支援事業など、市民の暮らしに直結する施策が予算化されていますが、その反面、学校給食費無償化の継続を求める請願が採択されたのに、学校給食費無償化の継続化が予算に入っておりません。中でも、高齢者の立場から見ても、はじめに言いました暮らし向きに加えて運転免許証を返納できるよう、お出かけ応援になるコミバスにしてほしい。この声があります。高齢者にも住みやすい優しいまちにしてほしい、こんな願いがいっぱいあります。

税務課と市民課で窓口業務をアウトソーシングとして外部委託することになりますが、市民情報を扱う関係で不安であります。

窓口業務の問題点と同時に、市民の願いに応えていない予算と思いますので、橋本市一般会計予算に反対の討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

8番 田中君。

〔8番（田中博晃君）登壇〕

○8番（田中博晃君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

確かに反対議員がおっしゃられました、物価上昇で生活がほんまに苦しい、よく分かります。自分も特売品をよく買います。コロナも一旦終わったと言われていますけれども、まだまだ当時、コロナ前の情勢には戻っていない。そんな中で、移住・定住であったり、農産物のふるさと便、地域通貨など、よりよい橋本市、住民サービスを達成するために、魅力ある橋本づくりの予算はつくられていると考えます。

また、給食費のお話もございましたけれども、先日の県議会においても、給食費の案については、県からも一部負担されるかもしれないというようなのも通っていると聞いておりますので、本予算には、給食費の部分はまた改めて議論すべきではないかとも考えております。

とはいえ来年度の予算については、適正に使っていただけていくことが期待できますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）私は令和6年度橋本市一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

橋本市の令和6年度一般会計当初予算は、5年連続の増額予算です。各部局より重点施

策を抽出し、よりよい住民サービスと満足度の向上を達成するために、厳しい財政状況ですが、バランスの取れた持続可能な財政運営の実行を引き続き求めます。

令和5年度からの第2次橋本市長期総合計画（後期基本計画）に位置づける各施策を着実に推進する予算として、社会情勢や本市の人口動向を踏まえ、基本構想において掲げた将来の目標人口6万人の維持を達成することを目的として、まち全体で子どもを育む、まちの魅力をみがき伝える、住み続けられるまちをつくるという重点プロジェクトの目標に基づいて、分野横断的に推進することを求めます。

税収の減収見込みの状況の中でも、橋本ふるさと便事業、農産物等インターネット販売促進事業、移住・定住関連の補助金、道路維持修繕事業、デジタル教科書等整備事業等、必要な事業に取り組み、中長期的な観点では、歳出見直しを進めるとともに、歳入増加策に全力を挙げて取り組むことが求められています。

市税の約半分近くを占める個人市民税を伸ばすために、子育てしやすいまちとして、子育て支援の充実や就労支援や、安定した賃金と雇用の創出に向けて、しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

また、自然災害から市民の命と暮らしを守る防災・減災の着実な事業かつ効果的な事業を推進する予算として、加えて、脱炭素社会に向けた環境戦略、デジタル化のさらなる推進、あらゆる世代が安心して暮らせるまちづくりなどに期待します。

教育分野では、いじめ不登校対策はさらなる危機感を持って取り組んでいただきたい。そして、デジタル化の推進が求められる中、教育のデジタル化は喫緊の課題です。児童生徒の学びを支えるICT活用した学習支援に

ついては、誰一人取り残さない教育の実現、ICTデジタルを活用していくことを求めます。

また、若者、子育て世代の定住促進を図るため、生まれ育ち、学び、働き、暮らすといった全世代に魅力あるまちづくりの推進が重要で、全庁横断的な視点での取組みとなるよう期待いたします。国の動向とか国際情勢の推移に対応する柔軟性、そして、効果的な事業推進で、市民の生活や事業者の経済活動をしっかり支え、後押ししていくことが、本市の責務と考えます。

近年、人口減少や少子高齢化がますます進展してきたことから、市民の皆さんの自主的なまちづくりを支援し、市民の皆さんの力を生かした協働のまちづくりをこれまで以上に進める必要性が増してきていると考えます。橋本市の自治と協働をはぐくむ条例は、市民の、自分たちのまちを自分たちでよくしたいという気持ちを後押しするための条例であるとともに、これからのまちづくりを市民と行政の協働で行っていくための旗印と考えます。一人でも多くの、1団体でも多くの団体が参画することで、橋本市全体のまちづくりにつながっていきます。

その上で、事業の円滑な進行を期待して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）私は予算に反対の立場で討論させていただきます。

基本的にはいつも、当局の組んだ1年間の骨格の予算というのは、職員一同頑張っていると思いますし、賛同するもの、期待できるもの、たくさんあります。基本的には賛成なんですけども、予算委員会のほうで修正動

議を出してある立場上、やはり自分の筋道というのを曲げるわけにはいきませんので、458万8,000円に対しての修正、そして本会議場においては、私の筋道なので反対という立場に苦渋で回ることとなりました。

反対の理由については、新事業のこどもまつりでございます。子どもに何かをしてあげるといことはすばらしいことではありますが、基本的に新事業、本市の一番悪い癖でもあると思うんですけど、新事業が話ばかり前に進んで、結果と事業計画、足元がきちんと地についてないというイメージを持ちます。

まず、スタートラインでSUMMERBALL云々が実行できなければ、こどもまつりにするという話だったのではないか、これが一つ目。

二つ目、実行について日にち、9月中旬から下旬をというふうに説明を受けておりますが、これは大丈夫なのか、きちんとできるのか。

三つ目、教育委員会自体オーバーワーク、マンパワーが足りないのに、この所管を教育委員会に持って行って大丈夫なのか、人が足りているのかどうか、三つ目の理由です。

四つ目は、子ども主体となるべき事業が本当に子どもが中心に、意見を取り上げて、祭りの形としていけるのかどうかです。

以上の理由をもちまして、質疑の中でも、真摯な答弁も頂きましたが、やはりマンパワーに欠ける。答弁の中でも今後成長していくために、すばらしい質疑もあって期待できるものであるということも感じたんですが、やはりここはきちんと一度出し直して、形をつくり直して、すばらしい、持続可能な祭りであってほしいということを思いといたしまして、苦渋の決断ではありますが、反対の立場の討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議員提出議案第1号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について と、日程第13 議員提出議案第2号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について の2件

○議長（森下伸吾君）日程第12 議員提出議案第1号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について と、日程第13 議員提出議案第2号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について の2件はいずれも、ただ今原案可決されました議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議案であります。本件2件を一括議題といたします。

まず、両議案について、提案理由の説明を求めることとし、その後、議員提出議案第1号について質疑、討論、採決、次いで、議員提出議案第2号について質疑、討論、採決の順に進めます。

それでは、議員提出議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

提出者 13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、おはようございます。身の引き締まる思いです。よろしくお願いします。

議員提出議案について説明します。

令和6年度一般会計は先ほど可決しております。一般会計は、紀の川橋本SUMMERBALL補助金についての予算も含まれた可決です。かみ砕くと、議会は、どうぞ花火をやってくださいという結論が出ております。橋本市を代表する見事な花火大会であり、関係者皆さまに感謝申し上げます。その前提の下で、この附帯決議案は、予算を執行するにあたって市当局へ意思を示すものです。

議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議。

議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算中、紀の川橋本SUMMERBALL補助金について、昨年の同イベントの開催に際しては実行委員会で意思疎通がうまく図られなかった結果、その機能が十分に果たせず、運営の透明性に不安が残ると感じられました。

このことから、令和6年度の当該予算を執行するにあたり、下記の事項を強く求めるものです。

記。1、ゼロベースで主体事業者を公平に募集の上、選定すること。

2、各会議における議事録等の資料を詳細に作成保管し、意思決定過程を説明できるようにすること。

3、補助金及び協賛金の取扱いはくれぐれも公正を期すこと。

4、事業実施にあたっては、各段階において、適時情報共有に努めること。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）次に、議員提出議案第2号について提案理由の説明を求めます。

提出者 8番 田中君。

〔8番（田中博晃君）登壇〕

○8番（田中博晃君）それでは、議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議であります。

議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に計上された公費を支出している実行委員会形式のイベントにおいて、予算執行にあたり下記事項を強く求めるものである。

1、実行委員会に支出している公費が適正に処理されているかを細部まで確認されたい。

2、事業終了後、継続・統合・廃止を含めた評価を早急に行われたい。

3、橋本市自治と協働をはぐくむ条例にうたわれている市民協働のまちづくりの思いの下、市民や市内団体が各祭り等に参画する機会を積極的に設けられたい。

以上、決議いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）説明が終わりました。

これより議員提出議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）おはようございます。

第1号についてなんですけれども、要約しますと、昨年の紀の川SUMMERBALLに際して、運営の透明性に不安が残ると感じられたということで、1番、ゼロベースで主体事業者を公平に募集の上、選定することとありますけれども、このことで特定の団体を排除する意図を感じなくはないんですけれども、そういうものが含まれているのかどうか、お尋ねします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）含まれておりません。ゼロベースでもう一度練り直すという、素直な意味です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そうしましたら、この4項目、普通に読んだら大事なことだと思うんですけども、とにかく新年度に入ってから、ゼロベースでということですから、最初からこの事業に対して始めてほしいという附帯決議であるというふうに取ってよろしいんですか。もう一度確認します。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）そのように書いております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）簡単なことを聞きます。

予算でも可決されておるので、そのときには聞けなかったんですけども、ゼロベースで主体事業者を公平にとかいうのも分からんでもありません。文章的にも問題ありません。あと、附帯決議以外の部分でも、例えば、公募型にするとか、ほかにSUMMERBALLをやりたいという団体が手を挙げたときに、公平公正に審査して、優れたほうにやっていただいたらというのは平等性の観点からも感じます。

ゼロベース主体で事業者を行ったときに、誰も手を挙げなかったときに、本市の数年前の当時、経済建設委員会の回答の商工観光課長やったか、シティセールス課長か名前ちょっと分からないですけど、の答弁の議事録でたしか、民間に委託というか、民間の主導型、市民の主導型でやらない限り、市ではもうとてもマンパワーと事業費が無理なので、市でSUMMERBALL、紀の川祭りをすることは到底不可能であるというのが、絶対的に議事録に残っていると思います。

その上で、ゼロベースになったときに、公募になって、誰も手を挙げなくて、SUMMERBALLが、予算は可決していますけど実行してくれる人がいなくなった場合とい

うのは、どういうふうにお考えなのでしょう

か。
○議長（森下伸吾君）堀内議員、当局に質問ということですか。提出者か。

○9番（堀内和久君）提出者です。

○議長（森下伸吾君）そこは提出議案とはまたちょっと違う点になると思います。

暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）一般会計可決しておりますので、開催に向けて精いっぱい公募いただくということで考えております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）一般会計云々で反対しておいて、この附帯決議にまた出てくることをお許しいただきたいと思います。通ってし

まった民主主義に対して、附帯に対して反対の立場から討論させていただきます。

テーマになっておるSUMMERBALLでございますが、反対の理由は、一つ目はやっぱりプロポーザルをして、先ほどの質疑にあったように、誰も手を挙げなかったとき、橋本市の花火はどうなるのか、これがさらに不透明になると思います。

二つ目、提出の中にも、いらっしゃると思うんですけども、誠に申し上げにくいんですけど、当時から、私ども市議会としまして、市議会議長、経済建設委員長は、SUMMERBALLの実行委員会に名前を連ねております。そちらからの報告は何もありませんでしたので、まともな運営をしているものだと、本日まで承知しております。

三つ目、今回の附帯が出たことによって、いろんな意味で物事が動くと思うんですけども、本当に、みらい橋本会、名前出していいのか分からないですけど、駄目なら後で削除をよろしくお願いします。この当該任意団体が一生懸命流してきた汗の量、これを払拭していいものかどうか。

この三つをもって、私はこの付託案件に対して反対の立場で討論させていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）私は、議案第13号 令和6年度 橋本市一般会計予算に対する附帯決議第1号に賛成の立場で討論します。

紀の川橋本SUMMERBALLは、市民の祭りとして、橋本市民の皆さまも大変楽しみにされているお祭りであります。しかし、ここ何年かは、コロナ禍のため休止をやむなくされ、令和5年度は、何とか開催にこぎ着けたものの、様々な問題が浮き彫りになって

きています。実質的に働いてくださっている実行委員会のメンバーも少なくなっている現状があり、一部の方の負担が大変大きくなっている状況にあると言わざるを得ません。

そこで、市民の皆さまが楽しみにされているこの祭りをよりよくするためにも、そして、市民の祭りという観点からも、新たに協力していただけるメンバーや団体を広く公募し、より多くの方々のアイデアを、思いを集め、市民とともに作り出していく、市民協働のSUMMERBALLとしていく必要があると考えます。

来年も、みんなで楽しんでいただけるまつりにしていただきたい。その思いを込めて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）提案理由について、理由が説明がなかったので教えていただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）暫時休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）

(午前10時25分 再開)

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

質疑ありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）提案理由について、もう少し分かりやすく教えていただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ちょっとざっくりしているのであれなんですけども、橋本市には実行委員会形式のイベントがたくさんあります。そこに対して公費を出している分の公費の使い方、それが適正なのかという意味での附帯決議、そこをきっちりやってねという内容の附帯決議です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）議員提案の1号が通ったんですけど、2号ということで、これ中身については若干ダブっているのかなと思うんです。いろいろ書いていただいとるんですけども、本来この辺のことについては、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の中で議論すべき部分がたくさん附帯決議に出ておるんで、その辺、私としては、いいことは書いていただいとるんですけども、議員としては附帯決議を出す前に、もっと自分らが、予算委員会や決算委員会があるんで、そこでもっと議論すべきことではないかなと思うんです。

この予算全体に対しての附帯決議なので、これを出して、予算を全体的にどないするのということになってきたときに、予算が通っているのに、だからこういう内容については、もっと前段で議論すべきことだと思うんですけども、その辺どのように考えておられるんですか。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）次年度の予算にどうこうではなくて、2番目に書いておるとおり、将来のことです。各実行委員会形式で行っているイベント、各種イベントについて令和6年度終わった後、将来どのように運営していくのか、そういった部分も含めて、きっちりと評価をしてほしいという内容になっております。ですから、個別案件で出すものではないと考えています。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）今、答弁いただいたんですけども、これは議案第13号の一般会計当初予算に対しての附帯決議になるんで、予算に対してではないという、全般的なことと言われたら、ここでこれを上げる必要があるんかとかという、私は疑問を感じておるんです。いいことは書いていただいとるんですけど、ただ、ここで上げるべきものであるんかという思いがあるんですけども、その辺についてどうですか。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）事業終わってみないと分からないですけども、統廃合というのは必ずついて回るものだと思っております。その評価を今の段階で、終わったら、この予算を執行するにあたって、そこも考えておいてねという内容ですから、今上げるべきではないかと考えております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 議案第13号 令和6年度橋本市一般会計予算に対する附帯決議について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立少数であります。

よって、議員提出議案第2号は否決されました。

日程第14 議案第14号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、
日程第22 議案第22号 令和6年度橋本市病院事業会計予算について までの9件

○議長（森下伸吾君）日程第14 議案第14号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、日程第22 議案第22号 令和6年度橋本市病院事業会計予算について までの9件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

令和6年度予算審査特別委員会委員長 7番 岡君。

〔7番（岡 弘悟君）登壇〕

○7番（岡 弘悟君）それでは、引き続きまして企業会計、特別会計のほう。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号から議案第22号までの令和6年度各会計予算9件の審査結果につ

いて報告いたします。3月11日、12日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。審査結果については、次のとおりです。

まず、議案第14号は、1人の委員から反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号から議案第17号までは、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号は賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号と議案第22号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）議案第14号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計予算に対して、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える大事な社会保障の一つです。加入者の約6割が法定軽減を受けていることから、低所得者が多いことが分かります。物価上昇、特に

食料品が値上げをしている中、年金などの収入の増加がない中で、国民健康保険税は毎年値上げが行われ、生活を圧迫する予算となっておりますので、反対といたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）私は、議案第14号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険により国民の健康を守る制度であります。この制度により、国民は安心して医療を受けることができるわけであります。それが破綻してしまうということは決してあってはならんことでもあります。しかしながら、保険料が高くなっていくということは国民生活にとってはゆゆしき事態ではあるため、その点については保険者側でしっかりと議論をして、高くなっていかないよう考えていただく。また、公的資金についてもしっかりと要望していただきたいというふうに思います。

この国民健康保険特別会計予算については、適切に予算計上されていると考え、賛成とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第15号 令和6年度橋本市駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和6年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和6年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君） 令和6年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者は75歳以上の方、本当に少ない年金で暮らす高齢者たくさんおられます。おひとり暮らしも少なくありません。保険料を軽減されている方は、合計7,197人で、全体の65%の方が保険料を軽減されています。暮らしの大変さはこれからも分かります。病院へ通院すれば医療費の窓口負担が、これまで1割負担だった人が、今は2割になっている方も少なくありません。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会で24年、25年度の保険料を大幅に引き上げることが決まりました。1人当たりの平均保険料は6万4,718円から7万5,263円に、1万円以上値上がりします。後期高齢者医療費のうち、高齢者の保険料の負担割合が、制度発足当時10%でしたが、それが12.7%に引き上げられたことによって、今回保険料が大幅に引き上がったことになっています。

もともとの以前の老人保健制度に戻せば高齢者の医療を守ることになると思います。国の制度とはいえ、高齢者医療の実態を国に上

げていかなければならないと考えます。この立場から反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和6年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君） 議案第20号 令和6年

度橋本市水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

橋本市の水道料金は高い、何とかならないかというのが多くの市民の声です。水道施設更新計画も何度も見直しをされ、必要最小限の更新になるよう努力をされていると思いますが、物価高騰の折、市民の生活を圧迫する予算となっていますので、反対いたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）私は、議案第20号 令和6年度橋本市水道事業会計に賛成の立場で討論をさせていただきます。

水道事業は、市民生活を支える上で重要な社会基盤の一つであります。将来にわたり市民に安全で安心な水道水を提供することが最も重要であると考えております。しかし、人口減少や節水型社会の進展に伴う給水収入の減少、老朽化に伴う水道施設や水道管路の更新や耐震化、また、最近多発する自然災害への対応が必要であり、水道事業の経営環境は年々厳しくなるばかりでございます。

反対討論の中では、他の市や町と料金を比較され、水道料金が安いというふうにおっしゃいましたけれども、この水道事業に関しては、その市や町の歴史的な背景であるとか、それから地理条件などによりまして、様々であります。よって、水道料金を他市と比較して判断するということはなかなか簡単にはいかないというふうに感じております。

また、そのような中、本市におきましては、市民により安全で安心な水道水を持続的に安定して供給するべく、官民連携による民間活力の推進にも取り組み、また、維持管理費などのダウンサイジングも積極的に行っておりますことを評価をいたしまして、私の賛成

討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和6年度橋本市水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和6年度橋本市下水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和6年度橋本市病院事業会計予算について を採決いたしま

す。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 委員会提出議案第1号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について

○議長（森下伸吾君）日程第23 委員会提出議案第1号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）それでは、よろしくお願ひします。朗読をもって説明とさせていただきます。

学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書。

現在、住民の要望に応え独自の努力により学校給食費無償化を実施している自治体もあるが、継続的に実施するためには多くの財源が必要である。また、義務教育に係る保護者の経済的負担について、自治体間に差異が生じている状況は憂慮すべきことである。

国の宝である子どもたちがどこに住んでいても、等しく安心して産み育てられる環境を整備するためには、全国で一律に無償化を実現する必要がある、また、無償化の実施には国の財政的な支援が不可欠である。

よって、国に対し、全国一律に学校給食無償化を実施できるよう、財源を措置すること

を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日、橋本市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。ご賛同のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 委員会提出議案第2号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について

○議長（森下伸吾君）日程第24 委員会提出議案第2号 地方自治法第180条の規定によ

る市長専決処分事項の指定の一部改正について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君） それでは、委員会提出議案第2号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法が改正され、条項のずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森下伸吾君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の本日の会議において、決議案1件並びに意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、そのように決しました。

この際、議長より申し上げます。

10番 垣内君から、3月7日の議案審議中、議案第38号に対する討論において、議題の範囲を超える内容であったので、会議規則第65条の規定により、その全部を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、垣内君からの発言の取消し申出を許可することに決しました。

○議長（森下伸吾君） 以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（森下伸吾君） 閉会にあたり、市長からの発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 3月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、2月26日の開会から本日まで25日間にわたり、令和6年度

当初予算をはじめ、ご提案させていただきました案件全てに対し、慎重なご審議と議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。審議の過程において頂いたご意見、ご指摘等につきましては、今後、十分その意を踏まえ、調査研究を重ねてまいります。

また、SUMMERBALLにつきましては、今から公募をしても、9月の日程ではまず開催ができませんし、公募がなければ、どうということにするのか、私に決めろという議会からの意思表示を頂きましたので、6月議会に報告をさせて、中止をするか、公募がない場合、非常に難しい。本来でしたら、実行委員会3月末からスタートさせるんですけど、ちょっとこのままでは、恐らく4月、5月に公募をして、6月から実行委員会を立ち上げるとなると、9月のSUMMERBALLというのは本当に厳しいかなと思いますし、プロポーザルにするにしても、予算が全くないようなところに、どういうふうになるのかということも非常に難しいと感じております。

もともと令和5年度中止するつもりだったのが、区長会からの要望もあって、開催をいたしました。とにかく物理的に時間が非常に厳しい、実行委員会をスタートさせられないということになりますので、6月議会で、議員の皆さま方に改めて報告をさせていただきます。

桜の開花予想の知らせとは裏腹に、寒暖差の大きい日が続き、昨日はあられ混じりの雨風の強い春の嵐の一日となり、穏やかな春の訪れを一層待ち遠しく感じています。

本市においては、4月には、桜の名所として知られる高野口公園における桜まつりや、恋野地域での恋のまちはしもと！チューリップまつりなど、花のまつりが市民の皆さまのご協力により開催されます。家族や友達と満開の花を見ながら、安らいだひとときを過ご

していただきたいと思います。

そして、岡潔博士のふるさとである柱本の地において、岡潔数学体験館が開館の運びとなります。施設の整備につきましては、多くの皆さまからご意見やご要望を頂き、協議を重ねてまいりました。開館に際し、これまでご尽力いただいた関係各位、また、岡潔顕彰事業にご寄附を頂いた多くの皆さまに、改めて感謝を申し上げます。

体験館では、岡潔博士のゆかりの品や著書などの資料を展示し、博士の業績を伝える場とするほか、算数、数学を体験、体感できる教材を設置して、来館者が楽しみながら学べる体験型学習をするとともに、博士にまつわる講演会や教室などを開催する予定です。講座や教室では、岡潔数学WAVEの皆さんのほかにも、昨年、本市と連携協定を締結しました東京大学先端科学技術研究センターの神崎亮平東京大学名誉教授のご協力も得ながら実施いたします。

また、長年にわたり地元地域の皆さまにご協議を重ねていただいた、紀見地区公民館につきましても、郷土資料館と併設し、開館に向け準備を進めているところです。子どもたちの将来の夢をかなえ、豊かな情緒を育む場、文化・教育や生涯学習の推進、また、防災機能の強化を図るなど、地域の拠点として多くの皆さまにご利用いただく施設となるよう整備してまいります。

さて、今年度末をもって20名の職員が退職いたします。当議会出席の参与につきましては、土井加奈子総合政策部長、廣畑浩危機管理監、北岡慶久経済推進部長、堀畑明秀教育部長、櫻井康雄監査委員事務局長、以上5名の職員が退職または役職定年を迎えます。

また、昨年末亡くなりました藤岡栄次選挙管理委員会事務局長、そして、国土交通省、県との調整役等をしていただいていた久保進

相談役も退任いたします。

これらの職員に対する議員各位のご指導、ご鞭撻、誠にありがとうございました。

間もなく令和6年度を迎えます。市長に就任し、早いもので10年がたとうとしています。これまで様々な政策を進める中で、私が終始大切にしてきたことは、市民との対話です。市民の皆さまや各種団体、小中学生や高校生などの懇談や発表の機会を設け、その際に頂いたご意見や提案などを尊重し、可能な限り実現できるよう、職員とともに努めてまいりました。様々なご提案の実施に向けては、市民の皆さまにもご協力いただき、行政主体ではなく、協働により実施する事業もあり、新型コロナウイルス感染症で停滞しておりましたが、市民の皆さまや職員の協力もあり、事業を進めることができ、少しずつ成果が出てきています。まだまだ道半ばです。

誰一人取り残さないという理念の下、SDGsを推進し、住み慣れた地域で末永く暮らせるよう、それぞれの地域課題をよく知る市民の皆さまとともに、様々な取組みを進めていただいています。それぞれの地域では、将来の橋本を託す子どもたちの未来のために、また、地域のつながりを築いてくれている住民のためになど、課題の解決を共に話し合う中で、ふるさと橋本を愛する皆さまの思いを感じることができます。

行政としましては、地域経済の活性化、子育て支援体制の充実、市民の利便性の向上、防災・減災対策など、安心して暮らせる元気なまち橋本の実現に向け、皆さまとの対話を大切にし、今後も着実に施策を進めてまいります。

議員各位におかれましても、地域の皆さまから聞かれた意見や提案などは、ぜひご報告いただき、より効率的な市政運営とまちづくりを進められるよう、ご支援とご協力をお願い

い申し上げます、3月市議会定例会の閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君） 令和6年度3月定例会の閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月26日の開会以来、本日まで25日間にわたり、令和6年度各会計予算をはじめ、多数の重要議案について終始極めて真剣かつ慎重な審議により、本日、その全てを議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長をはじめ理事者各位におかれましては、この間、常に真摯な態度をもって審議にご協力を頂きましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、期間中、可決成立いたしました予算並びに条例、附帯決議のほか、行政諸課題に対する多くの議論の中では、議員各位から意見、提言もなされたところであります。市当局におかれましては、こうした議論を十分に踏まえ、必要な施策を適時適切に講じていただきますよう強く要望する次第であります。

さて、開会日の冒頭では、能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げました。また、会期中には、東日本大震災から13年となる3月11日を迎え、庁内では黙禱が行われたところであります。

今会期の一般質問でも、防災をテーマにしたものが多く、議員の関心は非常に高いものであります。もちろんこれは市民の方の関心事でもありますので、これら防災を決して他人事ではなく、いつ私たちに起きてもおかしくないものだと受け止め、それに向けた準備を進めておく必要があります。私たちといたしましても、発災時には、住民の命を守るため、また、その後の避難所生活など、質の向

上をさせるため、今後も市民の方のご意見やご要望を執行部に届けてまいりたいと考えております。

話は変わりますが、今月末をもってご勇退されます職員の皆さん、長年にわたり努力されその職責を全うされましたことに、改めて深く感謝申し上げます。今後は、健康にご留意されまして、新たな分野、または新たな職場で、そして地域社会の一員として、なお一層のご活躍を頂きますようご期待申し上げます。本当に長い間ご苦勞を頂き、誠にありがとうございました。

あわせて、役職定年により、来年度からこの議場に出席されなくなる職員の皆さまにもお礼を申し上げる次第であります。

終わりにになりましたが、市民の皆さまには、今後とも我が橋本市の発展、充実に引き続きご協力を賜りますことを改めてお願い申し上げます。皆さま、ありがとうございました。

これをもって令和6年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

(午前11時6分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾
4 番 議 員 梅 本 知 江
15 番 議 員 辻 本 勉